

「特別支援教育支援員」の地方財政措置予定について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

資料7

通常の小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

- ・ 特殊学級、通級指導対象者の増加
- ・ LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
- ・ 児童生徒の障害の重度、重複化

介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



これら通常の小中学校において障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる予定。

＜ 特別支援教育支援員の業務内容の一例 ＞

学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車椅子での教室移動補助など
学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

措置予定の概要

措置予定時期	平成19年度より
平成19年度措置予定額	約 250億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成19年度 21,000人相当 平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当）

